

議案第 38 号

人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 33 号線）に関する
施行協定

上記の議案を提出する。

平成 29 年 6 月 1 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するものであります。

人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 33 号線）に関する
施行協定

人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 33 号線）に関する道路施設の改良工事の施行のため、次のとおり協定を締結する。

- 1 協定の目的 人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 33 号線）
に関する道路施設の改良工事
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定金額 350,136,000 円
- 4 契約の相手方 八王子市子安町 4 丁目 7 番 1 号
公益財団法人東京都都市づくり公社
理事長 大 原 正 行
- 5 工 期 協定締結の日の翌日から
平成 30 年 3 月 31 日まで

(参 考)

人と環境にやさしい道路整備事業（主要市道 3 3 号線）に関する
施行協定（案）

調布市（以下「甲」という。）及び公益財団法人東京都都市づくり公社（以下「乙」という。）は，平成 2 8 年 1 0 月 3 1 日付け甲乙間で締結した「人と環境にやさしい道路整備事業に関する基本協定」第 5 条の規定により，次のとおり施行協定を締結する。

（委託業務の内容）

第 1 条 甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は，別紙「委託費概算額調書」のとおりとする。

（公正性及び透明性の確保）

第 2 条 甲及び乙は，本協定による事業が公共事業であることに鑑み，公正性及び透明性の確保並びに適切な事業の執行に努めるものとする。

（個人情報保護）

第 3 条 乙は，本協定による委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は，調布市個人情報保護条例（平成 2 7 年調布市条例第 5 4 号）を遵守するものとする。

（委託業務の施行）

第 4 条 委託業務の施行にあたっては，当該年度に施行する委託業務について甲乙協議して定める年度実施協定（以下「年度実施協定」という。）によるものとする。

（委託費用）

第 5 条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は，別紙「委託費概算額調書」のとおり概算総額 3 5 0， 1 3 6， 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし，甲が全額負担するものとする。

（委託期間）

第6条 委託業務の期間は、本協定締結の日から平成30年3月31日までとする。

(協定の変更等)

第7条 この協定を変更する必要がある場合は、その都度、当該協定の変更について甲及び乙で協議して定めるものとする。

2 この協定を解除する必要がある場合は、前項の規定を準用する。

(委託費の支払方法)

第8条 乙は、委託費を請求するときは、資金使用計画書に基づき、請求書を甲へ速やかに提出するものとする。

2 甲は、乙から委託費の請求があったときは、年度実施協定に基づき、概算払の方法により当該請求のあった委託費を乙に支払うものとする。

(委託完了の確認)

第9条 乙は、委託業務の完了後、速やかに完了図書及び完了報告書を甲に提出し、確認を受けるものとする。

(委託費の精算及び確定)

第10条 乙は、委託費について、前条の規定による完了の確認を受けたのち、速やかに委託費精算書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する委託費精算書を確認し、委託費を確定するものとする。

3 乙は、委託費確定後、速やかに精算するものとする。

(損害負担)

第11条 天災その他不可抗力によるもの及び甲に起因する損害は甲が、乙に起因する損害は乙が負担するものとする。

2 乙が委託業務により第三者に損害を及ぼした場合は、前項の規定を準用する。

(報告及び調査)

第12条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、資料及び成果の提出を求め、又は調査を行うことができるものとする。

(協議)

第13条 本協定について疑義が生じたとき、及び本協定に定めのない事項

については、甲乙協議して定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙で記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

八王子市子安町4丁目7番1号

乙 公益財団法人東京都都市づくり公社

理事長 大 原 正 行

委託費概算額調書

業 務 内 容		数 量(人)	金 額 (円)
事務委託	工事業務	266.1	9,446,550
	諸経費		9,446,043
	事務費計		18,892,593
	消費税等相当額		1,511,407
	事務委託費計		20,404,000
工事委託	幹線道路工事		305,307,408
	消費税等相当額		24,424,592
	工事委託費計		329,732,000
委託費合計			350,136,000